

学会認定・アフエレーシスナース制度審議会 学会認定・アフエレーシスナース規約

(平成22年7月3日施行)

(平成23年6月3日改訂)

(平成29年6月21日改訂)

(平成30年11月18日改訂)

I. 学会認定・アフエレーシスナース制度導入の趣旨

血液成分分離装置を用いて行われるアフエレーシスは、末梢血幹細胞、リンパ球、血小板等の採取で広く行われている。平成22年度、非血縁者ドナーからの末梢血幹細胞採取が保険適応となり、アフエレーシスを行う機会が一層増えることが予想される。一方、アフエレーシスには危険を伴うことが知られており、海外では末梢血幹細胞採取に関連して死亡事例がある。アフエレーシスの安全を高めるには、アフエレーシスに従事する看護師の教育と認定が必須であり、それは本学会が果たすべき役割である。

以上を背景に、アフエレーシスに精通し、安全なアフエレーシスに寄与することができる看護師の育成を目的とした学会認定・アフエレーシスナース制度審議会（以下審議会と略す）を発足させ、審議会はこの制度を導入する。

II. 学会認定・アフエレーシスナース制度規則（目的）

第1条 この制度はアフエレーシスの正しい知識を有し、アフエレーシスを受けるドナーと患者への的確な看護を実践し、アフエレーシスの安全性の向上に寄与することのできる看護師の育成を目的とする。

（アフエレーシスの定義）

第2条 アフエレーシスとは血液成分分離装置を用いた末梢血幹細胞採取と成分採血等を意味する。

（学会認定・アフエレーシスナース制度審議会）

第3条 審議会は学会認定・アフエレーシスナース制度に関する必要事項を審議する。

第4条 審議会は第1条の目的を達成するために、学会認定・アフエレーシスナースを認定する。

第5条 審議会の組織、運営については別に定める。

（学会認定・アフエレーシスナース制度指定カリキュラム）

第6条 審議会は学会認定・アフエレーシスナース育成のために、学会認定・アフエレーシスナース制度指定カリキュラム（以下指定カリキュラムと略す）を定める。

（学会認定・アフエレーシスナース申請の資格と手続き）

第7条 学会認定・アフエレーシスナースの申請にあたって、次の4項のすべてを備えていなければならない。

- 1) 病院または赤十字血液センター勤務の看護師とする。ただし、准看護師は不可とする。
- 2) 申請時には通算3年以上の臨床経験を有する。ただし、准看護師としての経験は除く。
- 3) アフエレーシス看護業務に1年以上従事し、かつ10回以上のアフエレーシス看護経験がある。
- 4) 病院においては、所属長（看護部長またはそれに代わる者）及び輸血責任医師それぞれの推薦が得られている。赤十字血液センターにおいては、所長及び採血課長それぞれの推薦が得られている。

第8条 学会認定・アフエレーシスナースの申請には、必要書類を審議会事務局に送付し、所定の申請料、講習料、試験料を納付しな

ればならない。

第9条 審議会は年1回申請書類により申請者の資格審査を行い、必要な条件を満たす者に対してカリキュラム委員会が指定する講習を行う。

第10条 審議会は講習会終了者に対して試験を行う。審議会は試験結果を踏まえ学会認定・アフエレーシスナースとしての適否を審査する。

第11条 学会認定・アフエレーシスナース認定証は登録後発行する。

- 1) 「学会認定・アフエレーシスナース登録原簿」への登録は、試験に合格し学会認定・アフエレーシスナース登録料を納付した者に対し、審議会在これを適格者と評した場合に行う。
- 2) 登録者には登録時に「学会認定・アフエレーシスナース制度審議会 学会認定・アフエレーシスナース制度認定証」を交付し、その旨を日本輸血細胞治療学会誌に発表する。なお、登録時には日本輸血・細胞治療学会の会員でなければならない。
- 3) 認定証の発行日は、試験に合格した日の翌年度の4月1日とする。
- 4) 認定証の有効期間は5年とする。
(学会認定・アフエレーシスナースの登録更新)

第12条 この制度は更新制とする。認定の更新を引き続き希望する者は5年ごとに学会認定・アフエレーシスナース登録の更新申請をしなければならない。

第13条 更新を申請するものは5年間に更新申請の資格審査基準を満たさねばならない。

第14条 更新時には5年間継続して日本輸血・細胞治療学会の会員でなければならない。

第15条 更新には必要書類を提出し、登録更新料を納付しなければならない。

第16条 事情で登録更新の延長、または登録更新の猶予を希望する者は、必要書類を添えて審議会事務局へ申請をする。

(認定の取り消し)

第17条 学会認定・アフエレーシスナースは次の各項の事由によりその認定を取り消される。

- 1) 看護師の資格を喪失したとき。
- 2) 学会認定・アフエレーシスナース登録の更新をしなかったとき。
- 3) 学会認定・アフエレーシスナース登録の更新の条件が満たされないとき。
- 4) 日本輸血・細胞治療学会を退会したとき。
- 5) 学会認定・アフエレーシスナースとしてふさわしくない行為があったとき。

第18条 前条第5項の判定は、審議会在審議に基づき、これを行う。

(付則)

第19条 この規則は平成22年7月3日から施行する。

第20条 この規則の改廃は審議会在議決を経なければならない。

第21条 この規則を施行するため、別に施行細則を定める。

Ⅲ. 学会認定・アフエレーシスナース制度施行細則

第1条 学会認定・アフエレーシスナース制度規則（以下規則と略す）の施行にあたり、規則に定める以外の事項については、学会認定・アフエレーシスナース制度施行細則（以下細則と略す）および同審議会内規の規定に従うものとする。

(学会認定・アフエレーシスナースの業務範囲)

第2条 学会認定・アフエレーシスナースは、医師の監督のもとで、血液成分分離装置の準備、プライミング、ランニング、終了までの一連の操作を行うことができる。ただし、静脈穿刺と抜針は、原則的に医師が行う。

(学会認定・アフエレーシスナース申請の資格審査基準)

第3条 規則第7条に定める学会認定・アフエレーシスナース申請の資格審査基準による。

- 1) 現在の勤務先以外の施設でのアフエレーシスの経験（他施設における過去のアフ

フェレーシスの経験)は、申請条件に含めても良い。申請日から過去5年間のアフエレーシスの経験が含まれる。

2) 上記1)については、i) 病院勤務の場合、現在の勤務先の所属長(看護部長またはそれに代わる者)と輸血責任医師の推薦に加え、当時勤務した勤務先の所属長(看護部長またはそれに代わる者)の推薦が必要である。ii) 赤十字血液センター勤務の場合、現在の勤務先の所長と採血課長それぞれの推薦に加え、当時勤務した赤十字血液センターの所長の推薦が必要である。

3) 赤十字血液センター勤務の採血課長が受験者の場合には、所長及び所長が推薦する責任者(技術部長、事務部長等)それぞれの推薦が必要である。

4) 必須要件ではないが、アフエレーシスに関する学術論文、学会発表等の業績、及びアフエレーシスに関連した各種学会、講演会および研修会での活動歴を有することが望ましい。

(学会認定・アフエレーシスナース申請の手続き)

第4条 学会認定・アフエレーシスナースの申請には次の各項の書類および申請料、講習料、試験料の払い込みを証明するものを審議会事務局に所定の期日までに提出しなければならない。

- 1) 学会認定・アフエレーシスナース申請書
- 2) 看護師免許証のコピー
- 3) 施設長(看護部長)と輸血責任医師の推薦書
- 5) 学会認定・アフエレーシスナース業績目録
- 6) 申請料、講習料、試験料払い込みのコピー

第5条 学会認定・アフエレーシスナースの申請には、申請料、講習料、試験料を納入しなければならない。但し資格審査で不合格となった場合は講習料と試験料は返却される。しかし資格審査合格者が試験などを辞退しても講習料と試験料は返却されない。

第6条 資格審査合格者はカリキュラム委員会が開催する講習会を受講しなければならない。講習会の日時、場所などは申請書類受領後に各申請者に通知する。

(学会認定・アフエレーシスナースの試験)

第7条 学会認定・アフエレーシスナースの試験は筆記試験とする。認定試験不合格の場合、申請書類は3年間有効とする。但し、再受験の場合はカリキュラム委員会が開催する講習会の受講は必須とする。

(日本輸血・細胞治療学会への加入)

第8条 学会認定・アフエレーシスナースの申請者は、学会認定・アフエレーシスナース認定証が交付される前までに、日本輸血・細胞治療学会へ加入しなければならない。

(学会認定・アフエレーシスナースの登録更新)

第9条 5年ごとの登録更新は有効期間の最終の年に行うこととする。

第10条 5年間に取得すべき更新申請資格審査基準単位は、次の表により加算して30単位以上あるものとする。うち少なくとも10単位は日本輸血・細胞治療学会主催の学術総会、秋季シンポジウム、支部例会への参加によるものでなければならない。更新時には、5年間継続して日本輸血・細胞治療学会の会員であることを必要とする。

第11条 更新を申請する者は登録更新料を納入しなければならない。

第12条 登録更新には、登録更新申請書、更新用業績目録、更新申請資格審査基準単位を証明する書類等を提出しなければならない。

第13条 申請により認定登録更新の期間が延長できる者は次の通りとし、証明書類を添えて延長の申請をする。延長の申請は1年毎に行い、延長可能期間は原則として2年までとする。延長期間中は学会認定・アフエレーシスナース称号は使用できず、またその期間は次期期間に含まれることとする。

- 1) 長期療養
- 2) 海外出張または在留
- 3) 産前産後休暇、育児休暇、介護休暇
- 4) 長期離職

5) その他の事由は審議会で検討する。
 なお、延長の理由がなく更新条件を満たさない者がその理由を記した更新猶予申請書を提出した場合、審査により更新の猶予期間を与えることが出来る。更新猶予期間は1年を限度とし、期間中は学会認定・アフエレーシスナースの称号は使用できず、またその期間は次期期間に含まれることとする。

更新に必要な基準単位

学会参加		
日本輸血・細胞治療学会総会 [#]	15	
同上 秋季シンポジウム [#]	10	
同上 支部会例会 [#]	5	
日本血液事業学会総会	10	
日本造血細胞移植学会総会	10	
日本自己血輸血学会総会	10	
日本赤十字血液シンポジウム	5	
研究発表*		
原著（またはその他の）論文（筆頭）	10	
同上（共同）	5	
著書（筆頭）	10	
同上（共同）	5	
学会発表（筆頭）	10	
同上（共同）	5	
講習会**、研修会**、合同輸血療法委員会等への参加	5	

*輸血または細胞治療に関連したものに限る。

**日本輸血・細胞治療学会、日本造血細胞移植学会、日本骨髄バンク、日本赤十字社、合同輸血療法委員会が主催または共催したもので、輸血または細胞治療に関連したものに限る。

[#]日本輸血・細胞治療学会主催の学術総会、秋季シンポジウム、支部会例会

（付則）

第13条 この細則は平成22年7月3日より施行する。

IV. 学会認定・アフエレーシスナース制度 審議会内規

（趣旨）

第1条 この内規は、学会認定・アフエレーシスナース制度規則第5条の規定に基づき、審議会の組織および運営に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 審議会は学会認定・アフエレーシスナース制度に関する必要事項を審議することを目的とする。

（組織）

第3条 規則第5条の審議会の組織は次のとおりとする。

- 1) 審議会は日本輸血・細胞治療学会が推薦する代表者、審議会の会長、副会長および委員若干名をもって組織する。
- 2) 審議会の会長は日本輸血・細胞治療学会の理事長が委嘱し、副会長と委員長は審議会の会長が委嘱する。
- 3) 審議会には日本造血細胞移植学会、日本骨髄バンク、日本赤十字社の代表者若干名が審議委員として参加し、日本輸血・細胞治療学会の理事長が委嘱する。

第4条 審議会の会長、副会長、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 委員会の委員は委員長が指名し、審議会の会長が委嘱する。任期は第4条の規定に準ずる。

第6条 審議会の会長は会務を総括し、審議会を代表する。会長に事故があるときには副会長がその職務を代行する。

（委員会）

第7条 審議会は専門事項を調査協議するために、次の委員会を置き、委員会には委員長を置く。

- 1) カリキュラム委員会
- 2) 資格審査委員会
- 3) 施設委員会
- 4) 試験委員会

（委員会の役割）

第8条 各委員会の役割を定める。

- 1) カリキュラム委員会
勉強カリキュラムの作成、参考図書
の指定、講習会の準備、講習会の実
施等
- 2) 資格審査委員会
受験申請の手引きの作成、受験申請
に係る一連の書類の作成、申請され
た書類の審査等
- 3) 施設委員会
講習会会場および試験会場の準備、
講習会および試験当日の対応等
- 4) 試験委員会
試験問題の作成、試験当日の対応、
採点等

第9条 審議会の議事運営は次の各項に
より行う。

- 1) 会長が召集し、その議長となる
- 2) 審議会は年1回以上開かなければなら
ない
- 3) 審議会は委員の3分の2以上の出席
をもって成立する
- 4) 審議会の議事は出席者の過半数の同
意により議決される
- 5) 審議会に欠席する場合には、審議会
会長宛に委任状を提出する。
- 6) 委任状提出者は審議会への出席とみ
なし、議決は審議会会長に従うもの
とする。

前6項の規定は委員会の議事運営に
おいても準用される。

第10条 審議会の会長または委員長は議事
録を作成し、これを保管しなければならない。
議事録は原則として公開しない。

第11条 審議会および各種委員会の委員は、
正当な理由がなく、業務上知り得た秘密
を洩らしてはならない。

(報告および答申)

第12条 各委員長は、委員会の審議結果を
審議会会長に答申する。

(事務局)

第13条 審議会の事務局は、東京都文京区

本郷2-14-14 ユニテビル5階、日本輸血・
細胞治療学会事務局内におく。

(改廃)

第14条 この内規の改廃には、審議会委員
の3分の2以上の同意を必要とする。

(雑則)

第15条 この内規に定めるもののほか、
必要な事項は審議会が別に定める。

(付則)

この内規は平成22年7月3日から施行する。

V. 学会認定・アフェレーションスナース制度 審議会申し合わせ事項

第1条 申請者が日本輸血・細胞治療学会に
未加入の場合、試験合格通知受領後2週
間以内に入会手続きをとらなければなら
ない。また、既に当学会の会員であるが
年会費未納の場合、試験合格通知受領後
2週間以内に年会費を払い込まなければ
ならない。入会手続または年会費払い込
みを確認後、認定証を発行する。

第2条 試験問題と答案用紙は、試験委員会
の委員長が、最低3年間は保管する。

第3条 成績開示の要求があった場合には、
原則として審議会は成績を開示する。開
示に当たっては、事前に審議会委員に通
知する。

(付則)

この申し合わせ事項は平成22年7月3日から
施行する。